

代行返上DBの記録の再整備について (通知発出、DB)

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金
財政運営

適格年金
資産運用

退職金
会計基準

DC
その他

ご参考にDB年金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

- 今般通知⁽¹⁾が発出され、代行返上したDB年金が希望すれば再度記録整備を実施することが可能となりました。
(希望しない場合は、特段の手続きは不要)

申し込み期限：平成24年9月30日

- 再整備を実施する場合の主な留意点は以下の通りです。
DB年金自身で、受領した国のデータとの再突合せが必要
再整備には、代行返上前の加入員記録・証拠書類が必要
国の記録訂正時は、最低責任準備金の不足分を国庫へ納付要

1 年企発0530第1号「確定給付企業年金へ移行した厚生年金基金記録の整備等の取扱いについて」

再整備手続きの概要

記録の再整備を希望する場合には以下の手続きとなります

1. 記録の再整備を希望したDB年金には、国の被保険者記録が提供されますので、DB年金自身で代行返上前の加入員記録との再突き合せを行います。
2. 記録の再突き合せの結果、不一致記録が判明した場合は、証拠書類(2)を準備して、DB年金から国へ審査を依頼します(3)。
3. 審査の結果、国の記録が訂正される場合は、DB年金において、最低責任準備金を再計算した上で、財産目録及び決算報告書を再作成し、最低責任準備金の不足分を国庫納付します。

2 証拠書類は以下に記載の通りとなります。(証拠書類がない場合は審査の依頼はできません)

3 不一致記録に相当する額をDB年金から独自給付する場合は、審査を依頼しないことも可能です。

証拠書類について

特定証拠書類	厚生年金保険法第29条1項に基づく通知の写し(標準報酬の決定等) 事業所の基金編入、脱退時の規約認可書の写し 基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る官報公告の写し
参考資料	人事記録 給与記録 健康保険組合の被保険者記録 雇用保険の被保険者記録 事業所作成の厚生年金被保険者台帳 事業主が基金へ提出した、複写式であることが確認できる届出書(資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届若しくは賞与届)の控え <div data-bbox="925 1298 1379 1473" style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">(注)厚生年金基金の加入員台帳は参考資料とはなりません。</div>

以上